

総合病院が短期入所施設に指定の報道に接して

新聞（online）の S 県地方版で「超重症心身障害児 短期入所施設に指定〇〇総合病院」の報道記事を目にした。

つい先日、当 HP「母親たちの粘りある発信が、障害児福祉を進めるよう（HP「雑学 BN」福祉・教育・医療関係（V）、2009.08.18.：参照）」で、医療的ケアを必要とする重症児の短期入所のために地域の総合病院に開設を要望している親御さんたちの活動に触れただけに、今回の報道は一つの光かなと思った。

こうした要望活動をしているメル友の親御さんを数人知っているが、残念ながら今回の総合病院はその地域ではなかったが、親御さんたちに要望活動への一つの示唆を与える情報だとも思う。

ただ報道によれば、短期入所枠のベッドを準備するのではなく小児病棟に空きベッドがある時に活用し、しかもインフルエンザなどで混雑するような季節はあくまで医療が優先で「受け入れ要望に応えられないこともある」と病院側は釘を刺しているよう。

また、通常 of 患者を受け入れる診療報酬より低くなるので、県が差額分を市町村と折半で医療機関に上乗せして支給する全国初の補助金を医療機関に支給するこの県の独自の制度のよう。

あるメル友からの「Y 県の N 総合病院も重症児の短期入所を受け入れているはず」との情報があつたので検索してみると、やはり空きベッドのある時の利用、更に短期入所のしおりを読むと「ご利用にあたっての注意事項」欄の中に「短期入所サービス中は医療行為を行うことができませんので、あらかじめ必要なお薬、医療材料をご準備ください。」との一項が気になった。

この一項から推測するに、医療的ケアを必要とする重症児は、福祉制度上の「短期入所事業」利用では報酬が低くなるからの但し書きかと思うが、これでは折角の総合病院での短期入所なのに医療的ケアを必要とする重症児の利用は難しくなる。

Y 県のような事態を憂慮して、S 県では全国初の補助金の上乗せ制度を整備したのかなと思う。

それだけに、S 県のような補助金制度が突破口となり、全国の各地域の総合病院での医療的ケアを必要とする重症児の短期入所事業受け入れが拡大・拡充していくことを期待する。

追伸：超重症児とは、日常的に濃厚な医療的ケアを必要とする重症児の医療的定義・概念呼称です。